

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p data-bbox="376 395 797 523">富山県地域防災計画 地震・津波災害編</p> <div data-bbox="580 694 1482 912" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><h1 style="margin: 0;">修正案</h1></div> <p data-bbox="421 1168 750 1284">平成元年 <u>6</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1279 395 1700 523">富山県地域防災計画 地震・津波災害編</p> <p data-bbox="1323 1168 1653 1284">令和 <u> </u>年 <u> </u>月修正 富山県防災会議</p>	<div data-bbox="1749 233 2072 413" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>凡例</p><p><u> </u>線 <u> </u>修正箇所</p></div>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">富山県地域防災計画（地震・津波災害編）用語例</p> <p>1 防災関係機関の用語例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台及び管区海上保安本部をいう。</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山</p>	<p style="text-align: center;">富山県地域防災計画（地震・津波災害編）用語例</p> <p>(2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（<u>昭和36年法律第223号</u>。以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、<u>管区海上保安本部及び地方環境事務所</u>をいう。</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社</u>、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、<u>北陸電力送配電株式会社</u>、<u>関西電力株式会社</u>、<u>関西電力送配電株式会社</u>及び日本通運株式会社をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレ</p>	<p><各編共通> 記載の適正化</p> <p><各編共通> 指定地方行政機関の追加</p> <p><各編共通> 記載の適正化</p> <p><各編共通> 商号変更のため</p> <p><各編共通> 分社化のため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、富山新聞社、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 計画的で周到な地震・津波災害予防対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者※1に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 (略)</p>	<p>テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、株式会社北國新聞社、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p> <p>(3) 日常から地震・津波に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者※1に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p>	<p>〈各編共通〉 記載の適正化</p> <p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																				
<p>第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 (1) 県</p> <table border="1" data-bbox="152 288 1016 823"> <thead> <tr> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 富山県防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 災害予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>5 被災者の救援、救護に関する事</td></tr> <tr><td>6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事</td></tr> <tr><td>7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事</td></tr> <tr><td>8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事</td></tr> <tr><td>14 被災産業に対する融資等に関する事</td></tr> <tr><td>15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村</p> <table border="1" data-bbox="152 863 1016 1461"> <thead> <tr> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 市町村防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 災害予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事</td></tr> <tr><td>5 避難の勧告、指示等に関する事</td></tr> <tr><td>6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>7 被災者の救助、救護に関する事</td></tr> <tr><td>8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事</td></tr> <tr><td>9 消防活動及び水防対策に関する事</td></tr> <tr><td>10 水道事業の災害対策に関する事</td></tr> <tr><td>11 児童、生徒に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事</td></tr> <tr><td>17 要配慮者の避難支援に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱	1 富山県防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 災害 予警報等の情報伝達に関する事	4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	5 被災者の救援、救護に関する事	6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事	7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事	8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事	10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事	13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事	14 被災産業に対する融資等に関する事	15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事	事務又は業務の大綱	1 市町村防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 災害 予警報等の情報伝達に関する事	4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事	5 避難の勧告、指示等に関する事	6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	7 被災者の救助、救護に関する事	8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事	9 消防活動及び水防対策に関する事	10 水道事業の災害対策に関する事	11 児童、生徒に対する応急教育に関する事	12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事	14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事	17 要配慮者の避難支援に関する事	<p>第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 (1) 県</p> <table border="1" data-bbox="1048 288 1912 823"> <thead> <tr> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 富山県防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 気象予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>5 被災者の救援、救護に関する事</td></tr> <tr><td>6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事</td></tr> <tr><td>7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事</td></tr> <tr><td>8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事</td></tr> <tr><td>14 被災産業に対する融資等に関する事</td></tr> <tr><td>15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村</p> <table border="1" data-bbox="1048 863 1912 1461"> <thead> <tr> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 市町村防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 気象予警報等の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事</td></tr> <tr><td>5 避難の勧告、指示等に関する事</td></tr> <tr><td>6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>7 被災者の救助、救護に関する事</td></tr> <tr><td>8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事</td></tr> <tr><td>9 消防活動及び水防対策に関する事</td></tr> <tr><td>10 水道事業の災害対策に関する事</td></tr> <tr><td>11 児童、生徒に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事</td></tr> <tr><td>17 要配慮者の避難支援に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱	1 富山県防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 気象 予警報等の情報伝達に関する事	4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	5 被災者の救援、救護に関する事	6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事	7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事	8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事	10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事	13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事	14 被災産業に対する融資等に関する事	15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事	事務又は業務の大綱	1 市町村防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 気象 予警報等の情報伝達に関する事	4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事	5 避難の勧告、指示等に関する事	6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	7 被災者の救助、救護に関する事	8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事	9 消防活動及び水防対策に関する事	10 水道事業の災害対策に関する事	11 児童、生徒に対する応急教育に関する事	12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事	14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事	17 要配慮者の避難支援に関する事	<p>〈各編共通〉 字句修正 【気象台】</p> <p>〈各編共通〉 字句修正</p>
事務又は業務の大綱																																																																						
1 富山県防災会議に関する事																																																																						
2 災害対策の組織の整備に関する事																																																																						
3 災害 予警報等の情報伝達に関する事																																																																						
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																						
5 被災者の救援、救護に関する事																																																																						
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事																																																																						
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事																																																																						
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																						
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事																																																																						
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																						
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																						
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事																																																																						
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事																																																																						
14 被災産業に対する融資等に関する事																																																																						
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事																																																																						
事務又は業務の大綱																																																																						
1 市町村防災会議に関する事																																																																						
2 災害対策の組織の整備に関する事																																																																						
3 災害 予警報等の情報伝達に関する事																																																																						
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事																																																																						
5 避難の勧告、指示等に関する事																																																																						
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																						
7 被災者の救助、救護に関する事																																																																						
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事																																																																						
9 消防活動及び水防対策に関する事																																																																						
10 水道事業の災害対策に関する事																																																																						
11 児童、生徒に対する応急教育に関する事																																																																						
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																						
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事																																																																						
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																						
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																						
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事																																																																						
17 要配慮者の避難支援に関する事																																																																						
事務又は業務の大綱																																																																						
1 富山県防災会議に関する事																																																																						
2 災害対策の組織の整備に関する事																																																																						
3 気象 予警報等の情報伝達に関する事																																																																						
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																						
5 被災者の救援、救護に関する事																																																																						
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事																																																																						
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事																																																																						
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																						
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事																																																																						
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																						
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																						
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事																																																																						
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事																																																																						
14 被災産業に対する融資等に関する事																																																																						
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事																																																																						
事務又は業務の大綱																																																																						
1 市町村防災会議に関する事																																																																						
2 災害対策の組織の整備に関する事																																																																						
3 気象 予警報等の情報伝達に関する事																																																																						
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事																																																																						
5 避難の勧告、指示等に関する事																																																																						
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																																																						
7 被災者の救助、救護に関する事																																																																						
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事																																																																						
9 消防活動及び水防対策に関する事																																																																						
10 水道事業の災害対策に関する事																																																																						
11 児童、生徒に対する応急教育に関する事																																																																						
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																																																						
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事																																																																						
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																																																						
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																																																						
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事																																																																						
17 要配慮者の避難支援に関する事																																																																						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
（３）地方指定行政機関				
（略）		（略）		
国土地理院 北陸地方測量 部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言	国土地理院 北陸地方測量 部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言	
<u>（追加）</u>		<u>中部地方環境 事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u> <u>2 災害時における廃棄物に関すること</u>	<地、風、雪> 地方指定行政機関の追加
（４）指定公共機関				
（略）		（略）		
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本 I C～朝日 I C）及び東海北陸自動車道（白川郷 I C～小矢部砺波 J C T）の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること	中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本 I C～朝日 I C）、東海北陸自動車道（白川郷 I C～小矢部砺波 J C T） <u>及び舞鶴若狭自動車道（敦賀 J C T～小浜 I C）</u> の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること	<地、風、雪> 字句追加
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	
株式会社NTT ドコモ北陸支社	2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社	2 災害時における緊急通話の確保に関すること	
KDD I 株式会社		KDD I 株式会社		
<u>ソフトバンク モバイル株式会社</u>		<u>ソフトバンク 株式会社</u>		<各編共通> 商号変更のため
（略）		（略）		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	<各編共通> 分社化のため
<u>(追加)</u>		<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力供給に関すること</u>	
関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	
<u>(追加)</u>		<u>関西電力送配電株式会社</u> <u>北陸電力本部</u>	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力融通に関すること</u>	
(略)		(略)		<各編共通> 分社化のため
(5) (略)				
(6) 指定地方公共機関等				
(略)		(略)		<各編共通> 表記を統一するため 字句修正
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>富山新聞社</u> 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること	報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>(株)北国新聞社富山本社</u> 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること	
(略)		(略)		
2 (略)				
第3 (略)				
第4節 社会構造の変化への対応				
1～5 (略)				
<u>(追加)</u>				
			<u>6 感染症対策の観点を取り入れた防災</u> <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・</u>	<各編共通> 国防災基本

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																								
<p>第5節 県内の活断層と地震 第1～第2 (略) 第3 過去の地震 (略) また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計474回(2017年11月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも地震の少ない県である。 (略)</p> <p style="text-align: center;">震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="147 695 1021 895"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>震央地名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2013(平成25)</td> <td>石川県加賀地方</td> <td>4.2</td> <td>被害なし</td> <td>4：小矢部市</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第7 (略) 第6節 (略)</p>	発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	(略)					2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市	<u>(追加)</u>					<p><u>旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計507回(2020年9月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも地震の少ない県である。</p> <p style="text-align: center;">震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="1043 695 1917 935"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>震央地名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2013(平成25)</td> <td>石川県加賀地方</td> <td>4.2</td> <td>被害なし</td> <td>4：小矢部市</td> </tr> <tr> <td><u>2020(令和2)</u></td> <td><u>石川県能登地方</u></td> <td><u>5.5</u></td> <td><u>軽傷2</u></td> <td><u>4：富山市、氷見市、舟橋村</u></td> </tr> </tbody> </table>	発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	(略)					2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市	<u>2020(令和2)</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>5.5</u>	<u>軽傷2</u>	<u>4：富山市、氷見市、舟橋村</u>	<p>計画の修正に伴う変更</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																						
(略)																																										
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市																																						
<u>(追加)</u>																																										
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																						
(略)																																										
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市																																						
<u>2020(令和2)</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>5.5</u>	<u>軽傷2</u>	<u>4：富山市、氷見市、舟橋村</u>																																						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考										
<p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築物の耐震不燃化の促進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築物の耐震化（県全部局）</p> <p>(1) 建築物の耐震性確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公共建築物等の耐震性確保</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 国指定文化財及び県指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、美術館、博物館に展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 耐震性向上の支援措置</p> <p>ア 住宅の耐震改修のための支援措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 木造住宅耐震改修支援事業</p>		<p>(イ) 国指定文化財、<u>県指定文化財及び伝統的建造物</u>については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」等に基づき、点検・整備や耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行う。また、美術館、博物館に展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強する。</p>		<p>「伝統的建造物群の耐震対策の手引」が新たに策定されたことによる変更</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象住宅</td> <td>次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの</td> </tr> <tr> <td>b 対象工事</td> <td>耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	a 対象住宅		次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの	b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 <u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象住宅</td> <td>次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの</td> </tr> <tr> <td>b 対象工事</td> <td>耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 <u>④建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの	b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 <u>④建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事</u>
区分	内容													
a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの													
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 <u>(追加)</u>													
区分	内容													
a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの													
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 <u>④建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事</u>													

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
c 補助金額	耐震改修工事に要する経費の <u>3分の1</u> 又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は <u>30万円</u> とする。	c 補助金額	耐震改修工事に要する経費の <u>5分の2</u> 又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は <u>50万円</u> とする。	補助限度額を引き上げたもの（H31.4～） 利率の変動が頻繁にないため、削除 本年度より、防災・減災対策促進資金を創設したため
(ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資		(ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資		
区分	内 容	区分	内 容	
a 対象工事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの	a 対象工事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの	
b 限度額	500万円以内	b 限度額	500万円以内	
c 融資利率	1.7% (固定) <u>(平成28年12月現在)</u>	c 融資利率	1.7% (固定)	
d 期間	15年以内	d 期間	15年以内	
イ (略)				
ウ 中小企業施設の耐震化 中小企業の防災対策として、県制度融資（ <u>設備投資促進資金</u> ）、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。		中小企業の防災対策として、県制度融資（ <u>防災・減災対策促進資金</u> ）、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。		
<u>(ア) 設備投資促進資金</u>		<u>(ア) 防災・減災対策促進資金</u>		
区 分	内 容	区 分	内 容	
a 対 象 者	<u>工場、店舗、事務所等の耐震改修等を行う中小企業者</u>	a 対 象 者	<u>自然災害の発生に備え、災害の影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入、燃料の備蓄等を行う中小企業者で、以下のいずれかに該当するもの</u> <u>(1) 事業継続計画を策定したもの</u> <u>(2) 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの</u>	
b 資 金 使 途	設備資金、運転資金 <u>(追加)</u>	b 資 金 使 途	設備資金、運転資金 <u>(運転資金のみは不可)</u>	
c 限 度 額	<u>5,000万円</u> (うち運転資金1,000万円)	c 限 度 額	<u>1億円</u> (うち運転資金1,000万円)	
d 期 間	設備資金 <u>10年</u> (うち据置1年) 以内 運転資金 <u>5年</u> (うち据置1年) 以内	d 期 間	設備資金 <u>15年</u> (うち据置1年) 以内 運転資金 <u>7年</u> (うち据置1年) 以内	
e 利 率	<u>年1.65% (平成31年1月末現在)</u>	e 利 率	<u>年1.15% (令和2年7月末現在)</u>	
f 信用保証、担保	金融機関の方法による	f 信用保証、担保	金融機関の方法による	
(イ) (略)				

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 市街地の再開発（県土木部、市町村） 1～3 （略） 4 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化 第1 （略） 第2 ライフライン施設の安全性強化 また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。 <u>（追加）</u></p> <p>1 電力施設における災害予防対策（企業局、北陸電力、関西電力） （1）～（2） （略） 2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会） （1） （略） （2） LPガス ア （略） イ 感震機能付き安全器具の普及促進 販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及び Si センサーコンロ※の普及促進に努める。 ウ （略） 3～5 （略） 第3～第5 （略）</p>	<p>4 県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の<u>安全性の把握及び</u>耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>1 電力施設における災害予防対策（企業局、北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>、関西電力、<u>関西電力送配電</u>）</p> <p>販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は<u>対震</u>自動ガス遮断器、ガス放出防止器及び Si センサーコンロ※の普及促進に努める。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><地・風・雪> 分社化のため</p> <p>誤字修正</p>

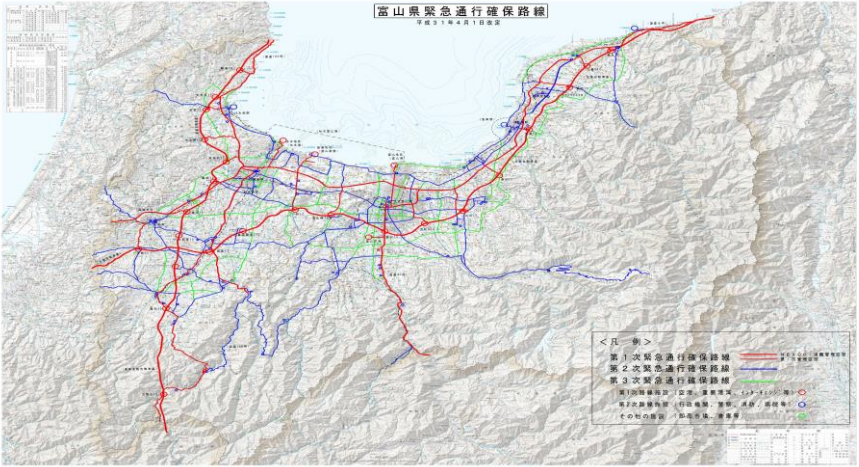
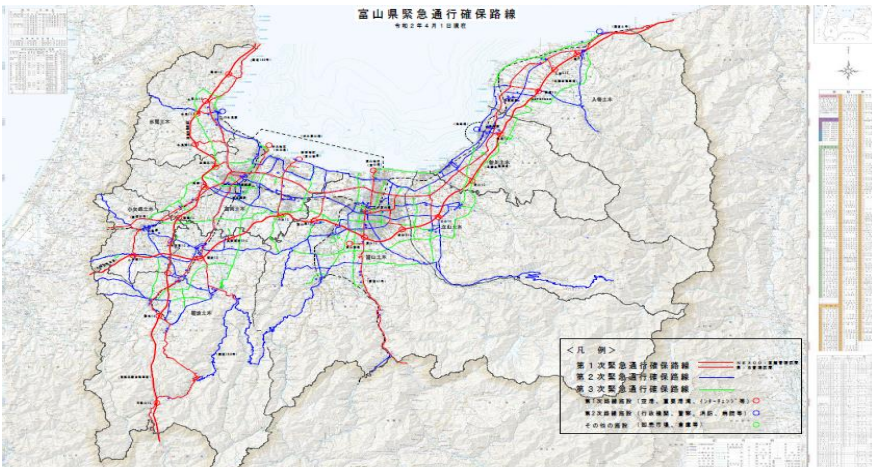
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3節 （略）</p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。</p> <p>また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 通信連絡体制の整備</p> <p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。</p> <p>（略）</p> <p>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p> <p>（略）</p>	<p>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。</p> <p>また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p><u>6 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。</p> <p>（略）</p> <p>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p>	<p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

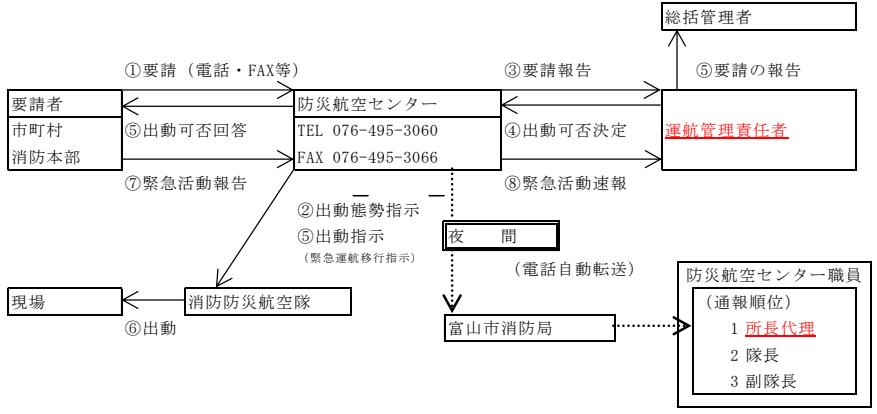
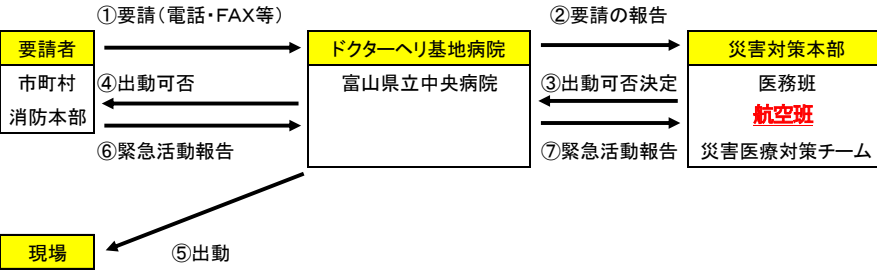
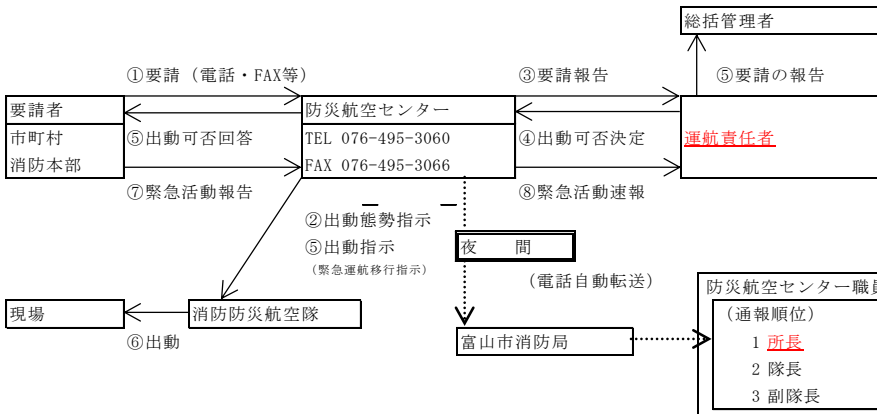
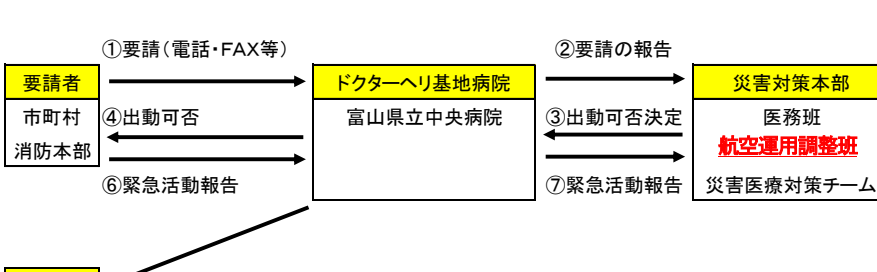
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1～2 (略)</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実（県総合政策局、市町村） (1)～(3) (略) (4) 市町村防災行政無線の整備促進 (略) また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星<u>携帯電話</u>の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>(5) 非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星<u>携帯電話</u>、携帯電話等の整備充実を努める。 (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 業務継続体制の確保 (略) 市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星<u>通信</u>の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 (資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星<u>通信</u>、携帯電話等の整備充実を努める。</p> <p><u>県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。</u></p> <p><u>県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>表記を統一するため字句修正</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																
<p>第5 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="152 284 1021 408"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上輸送拠点施設</td> <td>富山市中央卸売市場</td> <td>富山市掛尾町 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下、略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>緊急通行確保路線図（平成31年4月）</p>  <p>3 (略)</p> <p>4 緊急航空路の確保（<u>県観光・交通・地域振興局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第6 航空防災体制の強化</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 震災時の広域即応体制の整備</p> <p>震災時において、他縣市からのヘリコプター等の応援</p>	区分	名称	所在地	陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500	(以下、略)		<p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="1052 284 1921 408"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">陸上輸送拠点施設</td> <td>富山市公設地方卸売市場</td> <td>富山市掛尾町 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下、略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急通行確保路線図（令和2年4月）</p>  <p>4 緊急航空路の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、県厚生部、県警察本部、市町村）</p> <p>震災時において、他縣市からのヘリコプター等の応援</p>	区分	名称	所在地	陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町 500	(以下、略)		<p>名称変更</p> <p>時点修正 【道路課】</p> <p><地・風・雪> 県機構改革に伴う変更</p> <p><地・風・雪></p>
区分	名称	所在地																
陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500																
	(以下、略)																	
区分	名称	所在地																
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町 500																
	(以下、略)																	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター運航管理システム」を活用する。 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県総合政策局、市町村） (1) 緊急運航要請</p>  <p>(略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部） (1) 緊急運航要請 (略)</p> 	<p>が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター動態管理システム」を活用する。</p>  <p>(略)</p> 	<p>字句修正</p> <p><地・風・雪> 令和2年4月1日より所長を配置（これまでは消防課長が所長を兼務）併せて運行責任者に名称を変更【消防課】</p> <p><地・風・雪> 緊急消防援助隊の応援等に関する要綱（消防庁）</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) (略)</p> <p>第7 相互応援体制の整備 (略) また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。 (略) 1 国の機関等との相互協力 (1) (略) (2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部） ア 災害時の相互協力に関する申合せ 国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社<u>保全サービス事業部</u>とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。 イ～ウ (略)</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援 <u>(追加)</u></p>	<p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社<u>高速道路事業部</u>とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p><u>そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援</u></p>	<p>に準拠</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><地、風、雪> 組織名変更に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ <u>(一社)富山県産業廃棄物協会</u>との協定</p> <p>県と<u>(一社)富山県産業廃棄物協会</u>とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。</p> <p>(資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)</p> <p>ソ～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>セ <u>(一社)富山県産業資源循環協会</u>との協定</p> <p>県と<u>(一社)富山県産業資源循環協会</u>とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。</p> <p>(資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)</p> <p>え <u>富山県医療機器協会</u>との協定</p> <p><u>県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。</u></p> <p>お <u>(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定</u></p> <p><u>県と(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会とは、令和2年4月22日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度</u></p>	<p>計画の修正に伴う変更</p> <p><地・風・雪> 協会名改称</p> <p><地・風・雪> 協定の追加</p> <p><地・風・雪> 協定の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(2) 防災機関間の相互協力 ア (略) イ 電力会社間の相互協力 北陸電力及び関西電力は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 ウ～エ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>第8 積雪時の震災対策 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期にける地震被害の軽減に努める。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交通の確保（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)、富山県道路公社）</p> <p>(1) 道路交通の確保 ア 除雪体制の強化 (ア) (略) (イ) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進 道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通<u>傷害</u>を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。</p>	<p><u>判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>イ 電力会社間の相互協力 北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>、関西電力及び<u>関西電力送配電</u>は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。</p> <p><u>また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u> <u>さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支援するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>このため、県、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期に<u>お</u>ける地震被害の軽減に努める。</p> <p>道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通<u>障害</u>を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。</p>	<p><各編共通> 分社化のため</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更 地94、風65、雪66</p> <p>誤字訂正</p> <p>誤字訂正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>イ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9 災害復旧・復興への備え</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 救助・救急体制の整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急体制の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村は、救急能力を高めるため、<u>消防力の整備指針を踏まえ、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士^{※4}を常時1名配置できる体制を整えとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保</p>	<p><u>4 男女共同参画の視点</u></p> <p><u>県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士^{※4}の技術向上に向けて<u>た</u>研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。</p>	<p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈各編共通〉 高規格救急車は各市町村で整備が進み、救急救命士は各救急車に1名以上配備できるようになったため。</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）</u>や国の協力を得て、調達する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備</p>	<p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」</u>に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。</p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。</u></p>	<p><地・風・雪> 新たに協定を締結したため</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国通知に伴う改正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星<u>携帯電話</u>等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 (略) 県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 物資の確保（県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） 大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。 <u>(追加)</u></p>	<p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒薬</u>、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。 <u>また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星<u>通信</u>等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。<u>また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 物資<u>等</u>の確保（県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p><u>そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがあ</u></p>	<p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 感染症等対策に関する記述を追加</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p>（略）</p> <p>（１）～（２） （略）</p> <p>（３）生活必需品の確保 ア 生活必需品の備蓄、調達 （ア）～（イ） （略）</p> <p>（ウ）～（オ） （略）</p> <p>（４） （略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動 市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を<u>図る</u>とともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも</p>	<p><u>る場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>（ウ）県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。</u></p> <p><u>（エ）～（カ）</u> （略）</p> <p><u>（５）電源の確保</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備や<u>IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情</u></p>	<p>備 考</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。 (略)</p> <p>また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</p> <p>第4～第5 (略) 第6 孤立集落の予防 1～2 (略) 3 通信連絡体制の整備（市町村、県警察本部） （1）集落と役場等との連絡体制の整備 ア～エ (略) オ 衛星<u>携帯電話</u>の配備 4 (略)</p>	<p><u>報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</p> <p><u>電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、国、県、市町村<u>及びライフライン事業者</u>は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</p> <p>オ 衛星<u>通信</u>の配備</p>	<p>計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更 <各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更 <各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（県総合政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）普及の内容</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 普段からの心がけ</p> <p>（ア）～（キ）（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（ク）～（コ）</u>（略）</p> <p>オ～キ（略）</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p> <p>（1）防災広報の充実</p> <p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを<u>発行し</u>、県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</p> <p>（2）（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第2 自主防災組織の強化</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県総合政策局、市町村）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 外国人の安全確保対策（<u>県観光・交通・地域振興局</u>、市町村）</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p><u>（ク）自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>（ケ）～（サ）</u>（略）</p> <p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため地震・津波発生時及び平常心の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</p> <p><u>（7）地区防災計画の策定</u></p> <p><u>県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。</u></p> <p>3 外国人の安全確保対策（<u>県総合政策局、県観光・交通振興局</u>、市町村）</p>	<p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈地・雪〉 実情に合わせた変更</p> <p>〈各編共通〉 地区防災計画の策定促進を追記</p> <p>〈地・雪〉 県機構改革に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
第7節 （略）		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3章 地震・津波災害応急対策 第1節 応急活動体制 第1 県の活動体制 1 (略) 2 県災害対策本部等の設置（県総合政策局） (1) (略) (2) 組織 ア 本部 (ア)～(イ) (略)</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p>	<p>第3章 地震・津波災害応急対策 第1節 応急活動体制 第1 県の活動体制 1 (略) 2 県災害対策本部等の設置（県総合政策局） (1) (略) (2) 組織 ア 本部 (ア)～(イ) (略)</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p>	<p>備考</p> <p style="text-align: center;">字句修正</p> <p>〈地・風・雪〉 緊急消防援助隊の応援等に関する要綱（消防庁）に準拠</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

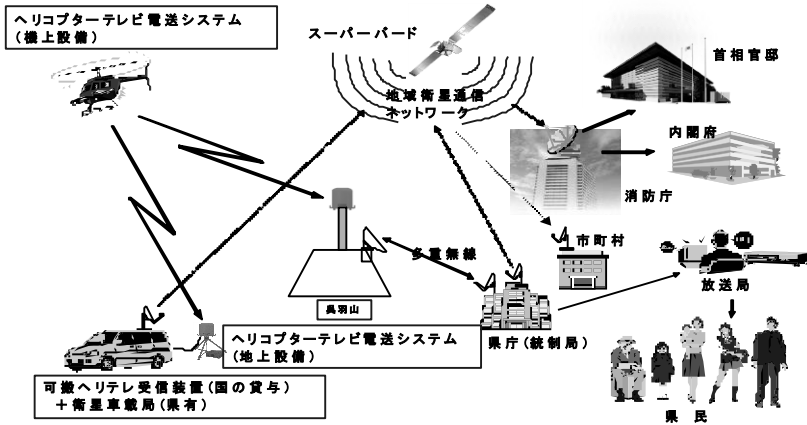
現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害対策本部室</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本部室長は、<u>総合政策局長</u>をもって充てる。</p> <p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、<u>航空班</u>及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携</p> <p>また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 被害情報の収集活動（県各部局）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集</p> <p>県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターの</p>	<p>イ 本部室長は、<u>危機管理監</u>をもって充てる。</p> <p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、ボランティア班、<u>航空運用調整班</u>及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p> <p><u>また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) ヘリコプター<u>等</u>保有機関による上空からの情報収集</p> <p>県消防防災ヘリコプター<u>等</u>及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターの</p>	<p><全編修正> 字句修正 <地・風・雪> 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁）に準拠</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画

ヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。
(追加)

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4) ~ (10) (略)

6 被害情報等の収集担当部班 (室課) (県各部局)

被害項目	担当部班	備考(室課名)
(略)		
鉄道施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 地域交通・新幹線	総合交通政策室
空港施設被害	<u>観光・交通・地域振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室

7 ~ 8 (略)

第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動

1 地震に関する情報

(1) (略)

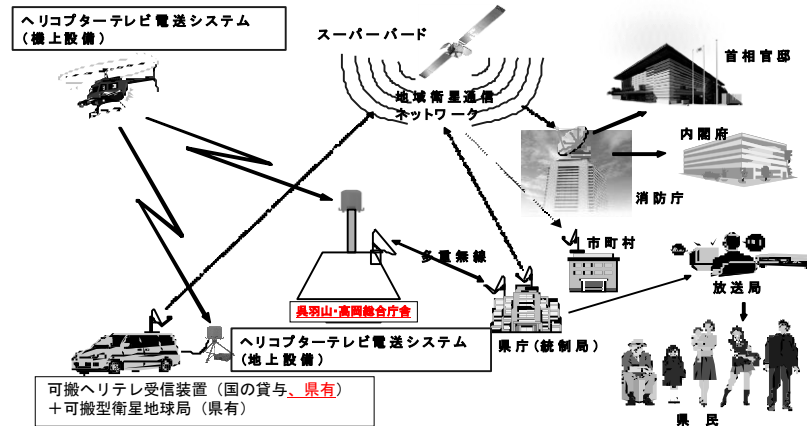
(2) 地震情報

区分	内容
震度速報	<u>地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報</u>
震源に関する情報	<u>震度3以上を観測した場合、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</u>

修正案(変更部分のみ記載)

のヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。
また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



被害項目	担当部班	備考(室課名)
(略)		
鉄道施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室
空港施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 航空政策班	総合交通政策室

(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<u>・震度3以上</u>	<u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</u>

備考

防災基本計画の修正を受けての追加、修正

<各編共通>
県機構改革に伴う変更

地震情報と長周期地震動に関する情報をまとめる

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
<p><u>意報を発表した場合には発表しない</u></p>	<p><u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表</u></p>	<p><u>震源に関する情報</u></p>	<p>・<u>震度3以上</u> ・<u>津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合</u> ・<u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u></p>	<p><u>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u></p>
<p><u>震源・震度に関する情報</u></p>	<p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表</u> <u>なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</u></p>	<p><u>震源・震度に関する情報（注）</u></p>	<p><u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・<u>震度3以上</u> ・<u>津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合</u> ・<u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u></p>	<p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u></p>
<p><u>各地の震度に関する情報</u></p>	<p><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u></p>	<p><u>各地の震度に関する情報</u></p>	<p>・<u>震度1以上</u></p>	<p><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u> <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u></p>
<p><u>遠地地震に関する情報</u></p>	<p><u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表</u> <u>マグニチュード7.0以上又は都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</u></p>	<p><u>その他の情報</u></p>		
<p><u>その他の情報</u></p>	<p><u>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表</u></p>	<p><u>推計震度分布図</u></p>	<p>・<u>震度5弱以上</u></p>	<p><u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を</u> <u>図情報として発表。</u></p>
<p><u>推計震度分布図</u></p>	<p><u>震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を</u> <u>図情報として発表</u></p>			

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）		備考	
<p>(3) 長周期地震動に関する情報について 高層ビルにおける地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度が、震度では分かりにくいという特徴があるため、気象庁では、高層ビル等における地震後の防災対応等の支援を図り、長周期地震動による高層ビル内での被害の発生可能性等について知らせる長周期地震動に関する情報を発表する。</p> <p>※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。</p>	<p><u>長周期地震動に関する観測情報</u></p>	<p><u>・震度3以上</u></p>	<p><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u></p>	<p>地震情報と長周期地震動に関する情報をまとめる</p>
	<p><u>遠地地震に関する情報</u></p>	<p><u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u></p>	<p><u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u></p>	
	<p><u>その他の情報</u></p>	<p><u>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</u></p>	<p><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u></p>	
<p><u>(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u></p>				
<p><u>(削除)</u></p>				

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）				備 考	
2 津波に関する情報 (1) 大津波警報・津波警報・注意報 津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を発表。				津波警報等の種類と発表される津波の高さ ^(注) 等				表現の修正	
種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			
		数値での発表	巨大地震の場合の発表			数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表		想定される被害と取るべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大		木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)				10m (5m<予想高さ≤10m)			
5m (3m<予想高さ≤5m)	5m (3m<予想高さ≤5m)								
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）				備 考																						
<p>(2) 津波情報 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表。</p>		<p>津波注意報</p>	<p>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	<p>1m (0.2m≦予想高さ≦1m)</p>	<p>(表記しない)</p>	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</p>																						
							<p>※大津波警報を特別警報に位置付けている。 (注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	種 類	内 容	津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報^(注1)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻^(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類^(注3)の表に記載)を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表^(注3)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> </tbody> </table>		情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類 ^(注3) の表に記載)を発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	<p>表現の修正</p>
区 分	種 類	内 容																										
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表																										
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																										
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																										
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																										
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																										
情報の種類	発表内容																											
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類 ^(注3) の表に記載)を発表																											
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																											
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)																											
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表																											
<p>(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</p>																												

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																
<p>(3) 津波予報 <u>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表。</u></p>	<p><u>(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</u></p> <p><u>(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><u>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</u></p> <p><u>津波予報の発表基準と発表内容</u></p>	<p>表現の修正 【气象台】 地 158</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 791 577 847">発表基準</th> <th data-bbox="577 791 1037 847">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 847 577 927">津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td> <td data-bbox="577 847 1037 927">津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 927 577 1038">0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> <td data-bbox="577 927 1037 1038">高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1038 577 1193">津波警報等解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> <td data-bbox="577 1038 1037 1193">津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内 容	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 791 1491 847">発表基準</th> <th data-bbox="1491 791 1939 847">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1037 847 1491 927"><u>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</u></td> <td data-bbox="1491 847 1939 927"><u>津波の心配なしの旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 927 1491 1062">0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注)（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> <td data-bbox="1491 927 1939 1062"><u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 1062 1491 1193">津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注)（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> <td data-bbox="1491 1062 1939 1193"><u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</u></td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	発表内容	<u>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>	
発表基準	内 容																	
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																	
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																	
発表基準	発表内容																	
<u>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>																	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	<u>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</u>																	
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>																	
<p>(4) (略) 3 (略)</p>	<p><u>(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。</u></p>																	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>4 情報の伝達</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制 県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。 (追加)</p> <p>1 (略)</p>	<p>国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</p>	<p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>2 無線電話（県総合政策局、県経営管理部、NTTドコモ） (1)～(3) (略) (4) 衛星<u>携帯電話</u> 県は、衛星<u>携帯電話</u>を整備し、積極的に活用する。 (5)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 その他（各防災関係機関） (1) 利用できる主な施設 ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第11条で定める業務を行う機関の保有する無線</p> <table border="1" data-bbox="147 544 1016 667"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気事業用無線</td> <td>北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略) (2) (略)</p> <p>第4 広報及び広聴活動 1 広報活動（各防災関係機関） (1) (略) (2) 広報活動の内容 ア 広域災害広報 県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略) イ 地域災害広報 地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、</p>	通信施設名	通信系統	(略)		電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線	<p>(4) 衛星<u>通信</u> 県は、衛星<u>通信</u>を整備し、積極的に活用する。</p> <table border="1" data-bbox="1048 544 1917 703"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気事業用無線</td> <td>北陸電力(株)、<u>北陸電力送配電(株)</u>、関西電力(株)、<u>関西電力送配電(株)</u>の各関係機関を結ぶ回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、<u>ウェブサイト</u>、<u>ソーシャルメディア</u>、<u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>、<u>臨時のFM放送</u>、<u>チラシの張り出し</u>、<u>配付等の紙媒体等適切な媒体</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、</p>	通信施設名	通信系統	(略)		電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線	<p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 分社化のため</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本</p>
通信施設名	通信系統													
(略)														
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線													
通信施設名	通信系統													
(略)														
電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線													

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(ア) ～ (カ) (略) (3) ～ (4) (略) 2 (略) 第3節 (略) 第4節 広域応援要請 第1 相互協力 1～2 (略) 3 応援受入体制の確立（県総合政策局、市町村） (1) 連絡体制の確保 県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) ～ (3) (略) 4 (略) 第2 (略) 第5節 救助・救急活動 第1～第2 (略) 第3 消防応援要請 1～2 (略) 3 消防庁の対応 消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待つかとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応</p>	<p>広報車、ハンドマイク、掲示板、<u>チラシの張り出し、配付等の紙媒体</u>等に加え、ケーブルテレビ、<u>ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体</u>を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p><u>県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 消防庁の対応 消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待つかとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応</p>	<p>計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>援のための措置を求めることができることとなっている。</p> <p>特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。</p> <p>また、東海地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。</p> <p>なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。</p> <p>4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第6節 医療救護活動</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 医薬品等の供給（県厚生部）</p> <p>(1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給（略）</p> <p>不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>援のための措置を求めることができることとなっている。</p> <p>特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。</p> <p>また、南海トラフ地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。</p> <p>なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。</p> <p>(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 <u>（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）</u></p> <p>不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」</u>に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。</p>	<p><各編共通> 字句修正</p> <p><各編共通> 「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p> <p><各編共通> 新たに協定を締結したため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第8～第10 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 避難活動</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の開設 (市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 <u>(追加)</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 避難所の運営（県総合政策局、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。 (以下、略)</p> <p>(6) (略) <u>(追加)</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第6 要配慮者の支援</p>	<p>(2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。 <u>また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。</u></p> <p><u>(7) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする</p> <p><u>(7) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p>	<p><各編共通> 混雑状況の広報について追記</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><各編共通> 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」において「性的指向、性自認」として重要課題項目に位置付けられ、性的少数者の方に対する理解と配慮が必要であるため。 <各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1～2 (略)</p> <p>3 外国人の支援対策（<u>県観光・交通・地域振興局</u>、市町村、報道機関） (1)～(2) (略)</p> <p>第7 (略) 第8 飼養動物の保護等</p> <p>1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） (1) (略) (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 <u>(追加)</u></p> <p>また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策 第1 (略) 第2 緊急交通路の確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急航空路の確保（県総合政策局） 災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。 このため、県災害対策本部<u>航空班</u>は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター<u>運航</u>管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ</p>	<p>3 外国人の支援対策（<u>県総合政策局、県観光・交通振興局</u>、市町村、報道機関）</p> <p><u>市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。 このため、県災害対策本部<u>航空運用調整班</u>は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター<u>動態</u>管理システム」を活用し、ヘリコプターによる</p>	<p>〈地・風・雪〉 県機構改革に伴う変更</p> <p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈地・風・雪〉 「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>効率的な人員・物資輸送を行う。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 輸送手段（県総合政策局、<u>県観光・交通・地域振興局</u>、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物の処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。</p>	<p>迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。</p> <p>2 輸送手段（県総合政策局、<u>県観光・交通振興局</u>、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p><u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>	<p>県機構改革に伴う変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村） 県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>（一社）富山県産業廃棄物協会</u>及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。（資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」）</p> <p>第3 （略） 第4 防疫対策 震災に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>1～2 （略）</p> <p>第5 （略） 第12節～第16節 （略） 第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 第1 電力施設 1 初動活動体制（北陸電力） （1）～（2） （略） 2 情報の早期収集と伝達（北陸電力） （1）～（3） （略） 3 広報サービス体制（北陸電力） （略） 4 応急復旧活動（北陸電力） （1）～（2） （略） 第2～第5 （略） 第18節 公共施設等の応急復旧対策 第1 （略） 第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、</p>	<p>県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>（一社）富山県産業資源循環協会</u>及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。（資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」）</p> <p><u>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>1 初動活動体制（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>） 2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>） 3 広報サービス体制（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>） 4 応急復旧活動（北陸電力、<u>北陸電力送配電</u>）</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、</p>	<p>〈地・風・雪〉 組織名改称のため</p> <p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈地、風、雪〉 分社化のため</p> <p>地鉄との合</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、富山ライトレール(株)、県観光・交通・地域振興局) 1～3 (略)</p> <p>第3 社会公共施設等 地震発生により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>1～5 (略) 第19節 (略) 第20節 教育・金融・労働力確保対策 第1 (略) 第2 応急金融対策 1 (略) 2 金融機関による<u>非常金融措置</u>の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部） <u>震災時</u>において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の<u>非常金融措置</u>を実施するよう要請する。 (1) <u>非常金融措置の実施</u> 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、<u>金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。</u></p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、<u>県観光・交通振興局)</u></p> <p><u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u> <u>県は、国、電力会社等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電力会社等は、電源車等の配備に努めるものとする。</u></p> <p>2 金融機関による<u>金融上の措置</u>の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部） <u>災害時</u>において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の<u>金融上の措置</u>を実施するよう要請する。 (1) <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、<u>金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u></p>	<p>併によりライトレール削除、県機構改革により変更</p> <p><各編共通> 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p><地・風・雪> 日銀防災業務計画の内容に沿って修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(追加)</u></p> <p>(2) <u>金融措置</u>に関する広報 <u>金融機関の営業開始、休日営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置については、金融機関と協力し速やかにその周知徹底を図る。</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第21節 (略)</p>	<p><u>オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u></p> <p>(2) <u>金融上の措置の実施等</u>に関する広報 <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。</u></p>	

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4章 地震・津波災害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 1～7 （略） 8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫） (1)～(3) （略） (4) 離職者に対する生活資金の支援 ア （略） イ <u>離職者支援資金の融資</u> <u>失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。</u></p> <p>(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者</p> <p>① <u>生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること</u> ② <u>生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること</u> ③ <u>生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること</u> ④ <u>生計中心者が離職の日から2年（特別な場合は3年）を超えていないこと</u> ⑤ <u>生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと</u></p> <p>(イ) 貸付期間 <u>貸付けを希望する月から12月以内の期間ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。</u></p> <p>① 離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降 ② 就職した日の属する月の翌々月以降</p>	<p>イ <u>総合支援資金の貸付</u> <u>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。</u></p> <p>(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者</p> <p>① <u>低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること</u> ② <u>資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること</u> ③ <u>現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること</u> ④ <u>実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること</u> ⑤ <u>失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと</u></p> <p>(イ) 貸付期間 <u>原則3月以内</u> <u>（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能）</u> <u>（削除）</u></p>	<p><各編共通> 離職者支援資金が総合支援資金に改められたことに伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ウ) 貸付限度額 月額 20 万円、ただし単身世帯にあつては月額 <u>10 万円</u></p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後 6 月以内の据置期間経過後、<u>7 年以内</u></p> <p>(オ) 利率 年 <u>3</u> %。ただし据置期間中は無利子</p> <p>(カ) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 罹災証明書発行体制の整備（県厚生部、市町村） (略)</p> <p>また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>11～12 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>第 3 税の徴収猶予及び減免等</p> <p>1 県の措置（県経営管理部）</p> <p>(1) 期限の延長</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の場合は、納税者等の申請により災害が<u>収まった</u>日から納税者については 2 か月以内、特別徴収義務者については 30 日以内において期限を延長する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 減免等</p> <p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く）ごとに法</p>	<p>(ウ) 貸付限度額 月額 20 万円、ただし単身世帯にあつては月額 <u>15 万円</u></p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後 6 月以内の据置期間経過後、<u>10 年以内</u></p> <p>(オ) 利率 年 <u>1.5</u> %。ただし<u>保証人がいれば</u>無利子</p> <p><u>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u></p> <p>被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く。）ごとに</p>	<p>〈各編共通〉 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>〈地・風・雪〉 法令用語等に準じて修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 公共土木施設の災害復旧計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>指定区間外の国道</u> <u>指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合</u>においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p>3 <u>重要物流道路等</u> <u>重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。</p> <p>2 <u>県管理道路及び市町村道</u> <u>指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合</u>においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 (略)</p>	<p><地・風・雪> 令和2年5月20日道路法等の一部を改正する法律の成立による権限代行の適用範囲の拡大に伴う変更</p>